

審査基準

評価項目		評価基準	配点
業務実施体制	業務実施体制	業務を確実に実施できる体制となっているか。	10
	事業者実績	国または地方公共団体において本業務または本業務と類似の業務実績があるか。(アンケート調査、印刷などの業務の一部のみの実績は評価の対象としない。)	10
業務実施方針	理解度	本市の各種計画や本市の特性、仕様書等を十分に理解できているか。	10
	業務スケジュール	実現可能なスケジュールで、かつ具体的に示されているか。	10
企画提案	現況と課題の整理	施設の現況について、現状分析など現況把握と課題の整理が適切に提案されているか。	20
	計画策定過程	計画の改訂・策定にあたり、具体的な提案がされているか。 また、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」、通知等を十分に理解し、その内容を踏まえた提案となっているか。	20
	庁内の合意形成と策定委員会への対応	整備方針や優先順位付けについて、庁内の合意形成を図るための提案がされているか。	10
	パブリックコメントの実施支援	パブリックコメントの実施支援について、提案はされているか。	5
業務価格		本業務価格	5
合 計			100

※評価委員1名あたり100点満点とし、評価委員全員の評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、評価点の合計が最も高い者が複数いる場合には、見積り金額の安価なものを契約候補者として選定する。

※ただし、評価委員全員の評価点の合計が60%に満たない場合には失格とする。